五四〇七・四四	なせんしたもの	(6)	
	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）		
五四〇七・五一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)	
五四〇七・五二	浸染したもの	ＣＴＨ又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。	
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの	(6)	
五四〇七・五四	なせんしたもの	(6)	
	その他の織物（ポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）		
五四〇七・六一	テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	(6)	
五四〇七・六九	その他のもの	(6)	
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）		
五四〇七・七一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)	
五四〇七・七二	浸染したもの	(6)	
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの	(6)	
五四〇七・七四	なせんしたもの	(6)	
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）		
五四〇七・八一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)	
五四〇七・八二	浸染したもの	(6)	
五四〇七・八三	異なる色の糸から成るもの	(6)	
五四〇七・八四	なせんしたもの	(6)	
	その他の織物		
五四〇七・九一	漂白してないもの及び漂白したもの	(6)	
五四〇七・九二	浸染したもの	(6)	
五四〇七・九三	異なる色の糸から成るもの	(6)	
五四〇七・九四	なせんしたもの	(6)	
五四・〇八	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	(6)	
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物		
五五・〇一	合成繊維の長繊維のトウ	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	

五五〇二・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五五・〇三	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五五・〇五	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五五・〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五五・〇八	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	(7)	
五五・〇九	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	(7)	
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	(7)	
五五・一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	(7)	
五五・一二	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	(8)	
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	(8)	
五五・一四	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	(8)	
五五・一五	合成繊維の短繊維のその他の織物	(8)	
五五・一六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	(8)	
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		
五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ		
	その他のウォッディング製品及びウォッディング		
五六〇一・二一	綿製のもの	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）	